

**日程第16 議案第14号 平成25年度橋本市
一般会計予算について から、日程第29
議案第27号 平成25年度橋本市病院事業会
計予算について までの14件**

○議長（井上勝彦君）日程第16 議案第14号
平成25年度橋本市一般会計予算について から、
日程第29 議案第27号 平成25年度橋本市
病院事業会計予算について までの14件を
一括議題といたします。

本案に関し、委員長の報告を求めます。

平成25年度予算審査特別委員会委員長 1
番 松浦君。

〔1番（松浦健次君）登壇〕

○1番（松浦健次君）去る3月7日の本会議
において、本委員会に付託された議案第14号
から議案第27号までの平成25年度各会計予
算14件 を審査するため、3月8日、11日に
委員会を開催し、慎重審査の結果、議案第14
号、第15号、第25号、第26号は賛成多数で原
案可決、議案第16号から第24号まで及び第27
号は全会一致で原案のとおり可決すべきもの
と決しましたので、以下その概要を報告いた
します。

議案第14号 一般会計予算については、歳
出から款別に審査を行い、質疑、意見等の主
なものは次のとおりでした。

歳出においては、若者の定住化に向けて実
施している婚活支援推進事業、婚活・ご成婚
応援補助、新婚世帯住宅取得補助の成果につ
いて ただしがあり、婚活支援推進事業につ
いては、会員数が200人を超え、平成24年度に
おいて5回の婚活パーティーを開催し、延べ
約190人が参加した。婚活・ご成婚応援補助に
ついては、24年度で1組の結婚が整い、25年

度においても3組が結婚予定となっている。
新婚世帯住宅補助については、現在まで34件
の交付が決定しており、うち市外からの転入
は18件である。毎年500人前後の人口減少が続
く中で、いずれの事業も市外への転出防止、
市外からの転入増を目的としており、費用対
効果を考慮し、今後の展開を考えたい との
答弁がありました。

市有バス運転業務委託料の増額理由につ
いて ただしがあり、これまで個人に運転業務
を委託していたが、年々長距離運転業務が増
え、また道路交通法による規制も厳しくなる
中、個人委託による運行管理が難しくなっ
ている。25年度からは、運行・車両管理、事故
対応などを含めて、専門業者への委託を予定
しているため、予算を増額した との答弁が
ありました。

コミュニティバス運行事業補助金につ
いて、24年度に比べて大幅減となっている理由
について ただしがあり、本補助金につ
いては、運行事業者の運行経費不足分を補助す
るものであり、従来は運行事業者の収入が運賃
のみであったため、市補助額は約2,700万円と
なっていた。しかし、24年度において国の補
助金が創設され、その後、補助要件も徐々に
緩和されたことで、現在、国から2,000万円程
度が直接、運行事業者に補助されている。そ
の結果として、運行経費の不足分が減少する
ことで、市補助額が減額となっている との
答弁がありました。

学童保育（児童クラブ）運営費補助金が増
額となっている理由について ただしがあ
り、25年度にあやの台地区学童保育所が新設
されること、また、隅田地域で学童保育所を

運営するNPO法人が新たに補助の対象となったため、補助金額が増加となっているとの答弁がありました。

生活保護つなぎ資金貸付金について ただしがあり、生活保護の申請を受けると生活保護法に基づき預金等の資産調査を実施するが、保護決定となるまで1カ月程度を要する。その間、生活に支障を来すおそれがある申請者に対し、3万円を貸し付け、保護決定時に返却いただく制度で、25年度より実施するものであるとの答弁がありました。

子宮頸がん・ヒブ・小児用肺炎球菌予防接種に係る財源について ただしがあり、25年度より3ワクチンが定期接種化され、地方交付税で9割が財源措置されるとの答弁がありました。

青年就農給付金について、24年度実績と25年度の申請見込みについて ただしがあり、24年度については、問い合わせはあったものの申請はなかった。25年度については、一人当たり年額150万円を3人分予算化しており、本制度の利用促進に向けて広報に努めるとの答弁がありました。

企業誘致について、これまでに投じた費用の総額と成果について ただしがあり、企業誘致室（当初は商工支援室）を設置した17年度から23年度までの決算、24年度決算見込み、25年度予算額の総額として、約35億2,200万円を企業誘致活動に投入している。進出協定を締結した企業は21社で、うち11社が操業を開始している。雇用状況については、昨年9月に進出企業に照会したところ、正規社員は計139人、うち市内在住が77人で、新規の地元採用は60人である。また、非正規社員は計64人、うち市内在住が57人で、新規の地元採用は56人となっているとの答弁がありました。

観光医療都市はしもと事業について ただしがあり、本事業は、県振興局政策コンペ事

業を継承して実施するもので、健康診断と観光を組み合わせた「観光医療産業」を創出し、公的医療機関の増収と観光客の誘致を図るものである。現在は、参画する宿泊施設との健康メニュー開発が最終段階にきている。また、交渉中の健康保険組合と協定が締結できれば、主に自動車協会や銀行関係の従業員を対象に助成を行い、市民病院での1日人間ドック、指定施設での宿泊、翌日の観光をセットで利用していただくことになる。具体的な診療プラン等については市民病院も参加し協議しており、その診療プランに沿った診療活動を行うことになる。25年度は、30人程度によるモニター実施と積極的な広報活動に取り組むとの答弁がありました。

市営住宅ストック活用計画により待乳山（真土）住宅で整備した住み替え用住宅への転居が進まないことから、早期に方針転換すべきではないかとのただしがあり、当初、待乳山（真土）住宅の入居者を対象に新たな条件提示を行い交渉を進めたが移転に至らなかった。その後、他の市営住宅からの転居も可能とし、一部の入居者に個別交渉を行ったが移転に至っていない。残された道は、すべての市営住宅入居者を対象に転居希望者を募る方法があるが、なお移転が進まない場合は、新規入居者を募集する方法しか残らない。住み替え用住宅はストック活用計画に伴う補助金を活用し整備しているため、補助金の取り扱いも含めた判断が必要となるが、できるだけ早期に結論を出したいとの答弁がありました。

防火水槽の新設と消防車の購入計画について ただしがあり、防火水槽は、毎年1基新設しており、25年度は老朽化している山内地区の防火水槽の設置替えを計画している。また、消防車については、中島地区の消防ポンプ自動車及び原田、西川両地区において小型

動力ポンプ付軽四積載車を1台ずつ購入する計画であるとの答弁がありました。

応其小学校特別教室移転工事の概要について ただしがあり、特別教室である理科室・図工室・準備室の耐震性能が悪いため、1階の普通教室へ移転する。また、応其小学校とは別棟である応其幼稚園も同様に小学校1階に移転する。この影響を受け、現在の普通教室を2、3階へ移転する必要があるため、計7教室の改修が必要となる。また、これにあわせ、トイレ1箇所と昇降口の改修を実施する計画であるとの答弁がありました。

高野口学校給食センターの民間委託について ただしがあり、基本的には民間委託の方針を持っているが、24年度に開始した中学校給食の影響もあり、民間委託に向けた協議は進んでいない。今後は、調理員など現業職から一般事務職への転任状況などを勘案し、総合的に判断したいとの答弁がありました。

教師の指導だけでは改善が見られない児童生徒の問題行動への対策として、元警察官による生徒指導嘱託職員の配置について ただしがあり、まずは、和歌山県が制度化している退職警察官等を派遣するスクールサポーター制度を活用したい。この制度による派遣が困難な場合は、市独自の取り組みとして配置を進めたい。重点校を決めて配置することになるが、効果的な取り組みを展開することで、他の学校においても活用できるものと考えている。適切な人材の確保は容易ではないが、できるだけ早く実現するよう取り組みたいとの答弁がありました。

歳入においては、長引く不況、高齢化などにより市民税収入が減少していることが税収全体の減少要因の一つだが、何より人口減少が一番の要因であるとする。この状況をどのようにとらえているかとのただしがあり、人口減少が及ぼす影響は大きいと考えており、

企業誘致の推進やコミュニティバスの運行、また小学生医療の無償化、幼保一元化、学童保育などの子育て支援施策の充実、高齢者に対してはごみの福祉収集、若年層には新婚世帯住宅取得補助金の創設などさまざまな施策を展開している。市民が住みやすく安心して暮らせる環境を整備することが、人口減少を食いとめることにつながると考えているとの答弁がありました。

自動車取得税交付金が廃止された場合に本市が受ける影響について ただしがあり、本交付金は地方交付税の基準財政収入額に全体の75%が算入されており、影響を受けるのは残りの25%である。また、廃止された場合の減少分については、地方特例交付金として交付される可能性があるとの答弁がありました。

幼稚園保育料の滞納については、交付された児童手当と相殺することができると聞いていたが、滞納繰越分が増加していることについて ただしがあり、滞納繰越分については児童手当の支給月前に督促対応しているが、24年度の滞納分については、過年度滞納繰越扱いになるまで児童手当充当扱いとはしていないため、滞納繰越額が増加しているとの答弁がありました。

歳入歳出全般においては、廃棄物の不法投棄の防止対策について ただしがあり、環境監視員を嘱託職員として雇い上げ、市内の山間部周辺などを定期的に巡視しているとの答弁がありました。

職員の時間外勤務手当が24年度に比べて3,000万円の増額になっていることについて ただしがあり、増額の主な要因は、25年に実施される参議院議員選挙、26年3月に実施される市長選挙の執行に要する経費である。また、時間外勤務の縮減指針を定めており、時間外勤務が一定時間数を超えた部署につい

ては、企画経営室と職員課でその要因に関してヒアリングを実施し抑制に努めているとの答弁がありました。

国家公務員給与の引き下げに伴う市職員給与の引き下げについて、国から指導等があったかとのただしがあり、1月24日に閣議決定され、1月28日付で文書が届いている。国が7.8%に引き下げを行っており、ラスパイレス指数100を超えないように引き下げを行うことなどを要請する内容であったとの答弁がありました。

討論に入り、反対の立場から、予算全般について評価できる点もあるが、問題のある点として、職員の健康管理の問題をはじめ、職員の定数削減や職員の給与・退職金の削減が行われようとしている状況の中で、市民サービスの提供が正常に行えるのか。企業誘致事業に三十数億円の予算を投入し一定の成果があるが、市内の中小、零細企業にも光をあてて元気にしていく施策が必要である。市民病院の独立行政法人化に向けて基金積立金5,000万円が計上されているが、独立行政法人となった市民病院が真に市民の命と健康を守れるのか危惧する。市営住宅の管理があまりにも無駄になっており、効果的で解決策のある予算となっていないことである。以上のことから一般会計予算に反対するとの討論がありました。

賛成の立場から、経済情勢や景気が低迷している中、本市も市民税等が減収となる厳しい財政状況でありながら、市民サービスの停滞、低下を招かないよう、人と人とのきずなを大切に、市民が安心・安全に生活でき、希望が持てる明るく元気な橋本市をつくるために着実に積み上げられた予算である。また、本市の財政は行財政改革により健全財政を保っている。これらについて高く評価する。本市の財政は市民税、とりわけ個人市民

税に支えられており、苦しい家計の中で一人ひとりの市民が納めた税金を無駄に使われることのないように求め、一般会計予算に賛成するとの討論がありました。

特別会計、企業会計に関する質疑、意見等の主なものは次のとおりでした。

議案第15号 国民健康保険特別会計予算については、24年度に計上されていた未受診者対策業務委託料が、25年度は計上されていないことについてただしがあり、24年度は全額補助金を受けて実施した。25年度は現在のところ補助がない状況であるが、引き続き未受診者に対する啓発等を実施するとの答弁がありました。

討論に入り、反対の立場から、国保事業を困難にしている最大の要因は、国の国保事業に対する負担金の減額であり、全国的な傾向でもあるが、非常に国保税の負担が重たく、納期までに納税できない世帯が5世帯に1世帯にのぼり、600を超える世帯が保険証の使用制限を受けている。さらなる国保税の引き下げは難しいと聞いているが、この深刻な事態を打破するために、一般会計からの繰り入れを行ってでも国保税の引き下げは実行すべきであると考えているが、繰り入れが実施されていないことから、国民健康保険特別会計予算に反対するとの討論がありました。

議案第16号 簡易水道事業特別会計については、質疑、意見等はありませんでした。

議案第17号 住宅新築資金等貸付事業特別会計については、貸付金の現状についてただしがあり、24年5月現在で97件の滞納があり、合計3億5,378万円であるとの答弁がありました。

議案第18号 公共下水道事業特別会計については、流域関連公共下水道事業（汚水分）に要する経費の工事請負費が、24年度に比べて約1億円の減額となっている理由について

ただしがあり、従来は工事発注後に地元等への説明を行っていたが、調整が円滑に進まず、着工までに非常に時間を要する状態となっている。それに伴い工事予算を翌年度へ繰り越すことも増えているのが現状である。これらを踏まえ、24年度より発注前年度から事前に地元との協議を進め、発注後スムーズに工事着手できるよう努めていることからこのような予算計上となったとの答弁がありました。

議案第19号 駐車場事業特別会計については、駐車場使用料は大きく変動するものではないと考えるが、ここしばらく減少傾向にあったのが、25年度は増額の予算となっていることについて ただしがあり、23年11月から24年10月までの実績から算定した予算であり、ここ数年の平均的な金額であるとの答弁がありました。

議案第20号 墓園事業特別会計については、墓園使用料が減額予算となっていることについて ただしがあり、墓園使用料は永代使用料と墓地管理料をあわせた予算である。永代使用料は24年度より2区画分増額計上しているが、墓地管理料は5カ年ごとの管理料であり、年度により使用者数の増減があるため、全体では減額となっているとの答弁がありました。

議案第21号 農業集落排水事業特別会計、議案第22号 土地区画整理事業特別会計については、質疑、意見等はありませんでした。

議案第23号 介護保険特別会計については、介護保険料は3年に一度保険料を見直す制度であり、24年度から基準額で一人当たり9,900円の引き上げを行ったばかりであるが、1年目で介護保険財政が厳しい状況にあると見受けられる。今後の見通しはいかがかと したが、介護保険事業の総給付費は、18年度は37億円であったが、24年度では53億円を超える見込みである。要介護者の人数は

年々増えており、18年度3,373人であったが、24年12月時点で4,121人と増加しているのが大きな要因である。介護保険財政は非常に厳しい現状であるが、給付の適正化に努め、できるだけ介護保険計画内で運営したいが、万が一の場合には、一般会計からの繰り入れではなく、県の財政安定化基金から借り入れることになるとの答弁がありました。

議案第24号 指定訪問看護事業特別会計については、質疑、意見等はありませんでした。

議案第25号 後期高齢者医療特別会計については、質疑、意見等はありませんでした。

討論に入り、反対の立場から、後期高齢者医療制度については、75歳以上の市民、国民に差別医療を実施するもので、国において一旦制度廃止するとのことであったが、政局の変化もある中で、現在も維持されている。一日も早く廃止すべきであると考え、後期高齢者医療特別会計予算に反対するとの討論がありました。

議案第26号 水道事業会計については、近年、他の自治体において水道事業の広域化があるが、本市の考えはいかがかと したが、水道の広域化については県主導で実施している自治体が見受けられる。和歌山県においては県営水道を持っておらず、各自治体においてはそれぞれ水源を持っており、また独自の料金体系がある。本市は大滝ダムの関係による水源を確保しているが、現在のところ水道事業の広域化は考えていないとの答弁がありました。

討論に入り、反対の立場から、病院事業会計への貸付金が6億円あり、25年度ではまた5億円貸し出すことになっている。2段階の基本料金制度として、実質値下げの施策を行っている自治体もあるが、本市では他会計に貸し出すお金がありながら、県下一高い基本料金で市民に負担を求めるということに納得

できないので、水道事業会計予算に反対するとの討論がありました。

議案第27号 病院事業会計については、本市では人工透析患者の増加により市外の病院で透析を受けている場合があると聞かすが、市民病院の考えはいかがかとただしがあり、市内では130人ぐらい透析患者がいると聞いている。腎臓内科の医師が確保できれば、速やかに開設できるように準備を整えておきたいとの答弁がありました。

以上であります。

○議長（井上勝彦君）ただ今の委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井上勝彦君）質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

これより、議案第14号の討論に入ります。

討論する方ありませんか。

3番 富岡君。

〔3番（富岡清彦君）登壇〕

○3番（富岡清彦君）平成25年度橋本市一般会計予算について、反対の立場から討論を行います。

予算書全体で評価できる点もありますが、私ども、納得できない予算となっています。

その一つは、職員の削減、給料・退職金の削減、多くの精神的病に苦しむ職員への対応など、これらは市民に役立つところとして正常な仕事ができるのか危惧をいたします。

二つは、市長が最も力を入れている企業誘致。予算ベースで25年度予算を加えれば約35億円を投じました。進出協定を結んだ企業は21社、うち11社が操業しています。一番の目的である雇用でありますけれども、非正規雇用も含めまして市内からの雇用は134人、こういう説明であります。私、言いたいことは、多くの市民が従事をしている市内の中小、零

細企業に対する施策にもっと力を入れていただきたいということです。私ども、新年度予算編成にあたり20項目の要望書を提出し、その実現を求めました。中でもリフォーム助成制度の創設に向けた調査費の要求、これは予算化されていません。

三つは、市民病院の独立行政法人化に向け、市民病院事業支援基金積立金5,000万円が計上されていることです。独立行政法人化で市民の皆さんの命と健康を守れるのか。このことを危惧いたします。

四つは、市営住宅のストック総合計画の実行にあたり多額の予算を投入をし、5戸全面改修をいたしました。3年が経過した現在も、空き家のまま放置されていることです。予算委員会で、私、効果的な活用を提案いたしましたけれども、納得いく答弁が得られませんでした。

以上、反対討論とします。

○議長（井上勝彦君）ほかに討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井上勝彦君）ないようですので、これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第14号 平成25年度橋本市一般会計予算について を採決いたします。

委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（井上勝彦君）起立多数であります。

よって、議案第14号は委員長報告のとおり可決されました。

この際、11時まで休憩いたします。

（午前10時34分 休憩）

（午前11時00分 再開）

○議長（井上勝彦君）休憩前に引き続き会議

を開きます。

日程に従い、議案審議を行います。

次に、議案第15号の討論に入ります。

討論する方ありませんか。

3番 富岡君。

〔3番（富岡清彦君）登壇〕

○3番（富岡清彦君）平成25年度橋本市国民健康保険特別会計予算に反対の立場から討論を行います。

払いたくても払えない高い国保税額。5世帯に1世帯が納期までに納税できない実態。滞納者に対するペナルティー。短期保険証と資格証明書の発行件数は600世帯を超え、病気になっても病院に行けない市民が増え続けています。

高い国保税に至った最大の原因は、国保事業に対する国の負担金の相次ぐ削減にあります。かつて50%を負担していたのが、今日では25%しか負担をしていません。これを国に改めさせることは論を待ちませんが、橋本市独自で高い国保税を引き下げる努力が求められていると考えます。

昨年度、1世帯約5,000円の引き下げを実施していただきました。このことは高く評価したいと思います。しかし、まだ不十分です。お隣のかつらぎ町では、一般会計から繰り入れを行い、1世帯1万円の引き下げを行いました。また、国保法第77条の低所得者に対する減免、第44条の窓口負担の軽減、免除についても、規則はつくっていただきましたが、これが厳し過ぎてほとんど活用されていません。

これらを改めることを求め、反対討論とします。

○議長（井上勝彦君）ほかに討論する方ありませんか。

1番 松浦君。

〔1番（松浦健次君）登壇〕

○1番（松浦健次君）私は、賛成の立場から討論します。

何でもただのほうがかええ、安いほうがかええと、これはだれでも考えることですがけれども、しかし、その財政、どこから金を持ってくるのか。今、選挙目当てに、ただにしろとか下げろとか言うても、だれがツケを払うのかと。自分の子どもや孫じゃないですか。受益者負担、そのとき利益を受ける人が負担する。これが私は最も公平だと思います。耳ざわりのいいことを言って、先にツケを回して、それで、そのときだけうまいもの食っていこうと。これはアリとキリギリスの話でね、辛抱するところは辛抱して、頑張るところは頑張る。私は当たり前の話だと思います。

以上です。

○議長（井上勝彦君）ほかに討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井上勝彦君）ないようですので、これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第15号 平成25年度橋本市国民健康保険特別会計予算について を採決いたします。

委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（井上勝彦君）起立多数であります。

よって、議案第15号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第16号の討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井上勝彦君）討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより、議案第16号 平成25年度橋本市簡易水道事業特別会計予算について を採決

いたします。

委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(井上勝彦君)ご異議なしと認めます。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第17号の討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(井上勝彦君)討論がないようので、討論を終結いたします。

これより、議案第17号 平成25年度橋本市住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について を採決いたします。

委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(井上勝彦君)ご異議なしと認めます。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第18号の討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(井上勝彦君)討論がないようので、討論を終結いたします。

これより、議案第18号 平成25年度橋本市公共下水道事業特別会計予算について を採決いたします。

委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(井上勝彦君)ご異議なしと認めます。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第19号の討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(井上勝彦君)討論がないようので、討論を終結いたします。

これより、議案第19号 平成25年度橋本市駐車場事業特別会計予算について を採決いたします。

委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(井上勝彦君)ご異議なしと認めます。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第20号の討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(井上勝彦君)討論がないようので、討論を終結いたします。

これより、議案第20号 平成25年度橋本市墓園事業特別会計予算について を採決いたします。

委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(井上勝彦君)ご異議なしと認めます。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第21号の討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(井上勝彦君)討論がないようので、討論を終結いたします。

これより、議案第21号 平成25年度橋本市農業集落排水事業特別会計予算について を採決いたします。

委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(井上勝彦君)ご異議なしと認めます。

よって、本案は委員長報告のとおり可決さ

れました。

次に、議案第22号の討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井上勝彦君）討論がないようですの
で、討論を終結いたします。

これより、議案第22号 平成25年度橋本市
土地区画整理事業特別会計予算について を
採決いたします。

委員長報告は可決であります。委員長報告
のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井上勝彦君）ご異議なしと認めます。

よって、本案は委員長報告のとおり可決さ
れました。

次に、議案第23号の討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井上勝彦君）討論がないようですの
で、討論を終結いたします。

これより、議案第23号 平成25年度橋本市
介護保険特別会計予算について を採決いた
します。

委員長報告は可決であります。委員長報告
のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井上勝彦君）ご異議なしと認めます。

よって、本案は委員長報告のとおり可決さ
れました。

次に、議案第24号の討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井上勝彦君）討論がないようですの
で、討論を終結いたします。

これより、議案第24号 平成25年度橋本市
指定訪問看護事業特別会計予算について を
採決いたします。

委員長報告は可決であります。委員長報告

のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井上勝彦君）ご異議なしと認めます。

よって、本案は委員長報告のとおり可決さ
れました。

次に、議案第25号の討論に入ります。

討論する方ありませんか。

2番 阪本君。

〔2番（阪本久代君）登壇〕

○2番（阪本久代君）平成25年度橋本市後期
高齢者医療特別会計予算について、反対の立
場で討論を行います。

後期高齢者医療制度は、75歳以上の医療に
かかることの多い方だけを集め、医療にかか
ればかかるほど保険料が高くなる仕組みです。
後期高齢者を差別する制度であり、もとの老
人保健制度に戻すべきだと考えます。

以上をもって反対討論といたします。

○議長（井上勝彦君）ほかにありませんか。

8番 中西君。

〔8番（中西峰雄君）登壇〕

○8番（中西峰雄君）賛成の立場から討論を
いたします。

ただ今、反対討論をいただきましたけれど
も、言うまでもなく、この後期高齢者医療制
度は国の制度であります。私どもの市議会で、
この制度を云々する権限も能力もございませ
ん。反対者がおっしゃるように、もし、この
議案が通らなかったとしたらどうなるんでし
ょうか。後期高齢者の保険制度はなくなって
しまいます。そういう事態というのは考えら
れないし、あつてはならないことであります。
ですから、私ども市議会は、あくまでも国の
制度にのっとった上で判断をせざるを得ない
わけですから、この予算は必ず通さなければ
ならない。でなければ、後期高齢者の方の医
療は保障されないという結果を招くことにな
りますから、私は賛成とさせていただきたい

と思います。

○議長（井上勝彦君）ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井上勝彦君）ないようですので、これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第25号 平成25年度橋本市後期高齢者医療特別会計予算について を採決いたします。

委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（井上勝彦君）起立多数であります。

よって、議案第25号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第26号の討論に入ります。

討論する方ありませんか。

2番 阪本君。

〔2番（阪本久代君）登壇〕

○2番（阪本久代君）平成25年度橋本市水道事業会計予算について、反対の立場から討論を行います。

橋本市の水道料金は高過ぎる、少しでも安くないかというのが市民の思いです。例えば、基本料金を100円下げるのには約3,000万円のできるのです。この市民の思いにこたえていない予算となっています。水道料金が高いことの原因の一つが、大滝ダムの負担です。当初計画の約16倍にも建設費が膨らみ、水利権を持つ自治体に大きな負担となりました。その大滝ダムがやっと完成し、平成25年度からは維持管理負担金が新たに必要となります。この維持管理負担金について、負担軽減ができたことは評価できます。しかし、市民病院に数億円も貸し付け続けることができるということは、余裕があるということです。それにもかかわらず、水道料金を引き下げず、市民に基本料金で県下一高い水道料金を強い

ています。

以上をもって反対討論とします。

○議長（井上勝彦君）ほかに討論する方ありませんか。

8番 中西君。

〔8番（中西峰雄君）登壇〕

○8番（中西峰雄君）賛成の立場で討論をさせていただきます。

現在の本市の水道料金が大変高額なものになっているということは事実でありまして、この料金が住民の方々の重い負担になっているというのも事実であります。ですから、住民の要望、希望にこたえられていないというのも事実なんです。

ですけれども、私どもの、この水道料金が高いというのは、過去の市の行政、市政におきまして、大滝ダムの水利権を確保したということが一番大きな原因であります。100億円になるかという、もう超えていますかね、ぐらゐの負担になっていると。それが皆さんの負担を重くしているわけです。

以前にもここで申し上げましたけども、私どもはスタートラインから行くことはできないですね。過去の人々、過去の、この橋本市政のバトンを引き継ぎながらやっていかなければならない。それは市の行政であっても個人であっても、同じことかなというふうに思います。ですから、もしこの予算に反対するのであれば、この大滝ダムの100億円に及ぶかというこれまでの負担、それから、これからの負担、これを解決することをご提示いただいた上で反対していただきたいなというふうに思いますし、もう一点は、多額の現預金が積み上がっているというのも事実でございます。ただ、誤解があると思います。何かといいますと、水道というのは一時的な事業ではありません。あるハード物を、建物を建てたり、道をつけたりをして、それ1回こっ

きりで終わる事業ではございません。あくまでも、継続的に安定的に経営をしていかなければならないという企業会計でございます。

その点から申しますと、これからの水道プランによります100億円を予定している設備の更新費用、投資費用、これが予定されております。諸事情で、現在その設備投資あるいは更新等が行われずに現預金が積み上がってきておりますけれども、この100億円というこれからの更新費用を考えますと、むしろ将来的に、まだ水道料金を値上げしなければならぬかもしれないというような状態にあります。

ですから、目先、多額の現預金が積み上がっているからといって、ここで水道の料金を下げて、いざまた更新をするときになって値上げをするというような事態は、私は避けるべきであろうというふうに思います。だから、反対の方が大きな誤解をされているところというのは、現預金は確かに大きくあるんだけれども、将来の負担が目の前に見えているわけです。そこをちゃんと我々は考えて判断をしていかなければならないということになります。

ということで、私は大変、私個人としても、水道は高いなという感想は持っておりますけれども、やむを得ないと。これは負担していかざるを得ないなということで、賛成の討論とさせていただきます。

○議長（井上勝彦君）ほかに討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井上勝彦君）ないので、これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第26号 平成25年度橋本市水道事業会計予算について 採決いたします。

委員長報告は可決であります。委員長報告

のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（井上勝彦君）起立多数であります。

よって、議案第26号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第27号の討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井上勝彦君）討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより、議案第27号 平成25年度橋本市病院事業会計予算について 採決いたします。

委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井上勝彦君）ご異議なしと認めます。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。